

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和二年六月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九号

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（令和二年三月奈良県条例第四十八号）の施行期日は、令和二年六月二十一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。